

目 次

教育委員会規則	
○北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則……………	2
教育長訓令	
○教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令……………	4
告示	
○市町村立の小学校及び中学校の廃止について……………	6
○市町村立の小学校及び中学校の設置について……………	7
○道指定有形文化財の指定について……………	8
通知・通達・照会	
○北海道立高等学校教育課程編制基準の一部改正について……………	8

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則（教育委員会規則第3号）

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、北海道立学校（以下「道立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 教育委員会は、協議会の設置が適当と認める道立学校を、学校運営協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）として指定することとした（第3条関係）。
- (2) 協議会の委員は15人以内とし、設置学校の所在する地域住民等のうちから、教育委員会が任命することとした（第4条関係）。
- (3) 委員は、設置学校の校長及び教職員を除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とすることとした（第5条関係）。
- (4) 委員は、職を退いた後も含めて、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした（第6条関係）。
- (5) 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定めることとした（第7条関係）。
- (6) 教育委員会は、協議会の委員から辞任の申出があったときのほか、守秘義務の規定に違反したとき等は、委員を解任することができることとした（第8条関係）。
- (7) 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置くこととした（第9条関係）。
- (8) 協議会の会議は、会長が招集することとした（第10条関係）。
- (9) 設置学校の校長は、教育課程の編成に関する事等について、基本方針を毎年度作成し、協議会の承認を得なければならないこととした（第11条関係）。
- (10) 協議会は、設置学校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置学校の校長に対し意見を述べるができることとした（第12条関係）。
- (11) 協議会は、設置学校の運営状況について、毎年度1回以上の評価を行うものとする事とした（第13条関係）。
- (12) 教育委員会は、協議会の運営状況を把握し、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする事とした（第14条関係）。
- (13) 教育委員会は、指導及び助言を行った上で、なお協議会としての活動の実態がない等と認めるときは、設置学校の指定を取り消すことができる事とした（第15条関係）。
- (14) この教育委員会規則に定めるもののほか、学校運営協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が定める事とした（第16条関係）。
- (15) その他の教育委員会規則について、所要の改正を行う事とした（附則第2項から第4項関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年3月19日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

北海道教育委員会規則第3号

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、北海道立学校（以下「道立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び北海道立学校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成を図ることを目的として設置する。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成することができ、協議会の設置が適当と認める道立学校を、協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）として指定する。

2 校長は、前項による指定を受けようとするときは、教育委員会に指定の申請をしなければならない。

3 第1項の指定の期間は2年とし、再指定することができる。

(協議会の構成等)

第4条 協議会の委員は15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の所在する地域住民
- (2) 設置学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者
- (3) 設置学校の校長及び教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 教育委員会は、委員の一部について、公募することができる。

3 設置学校の校長は、委員の候補者を推薦することができる。

(身分等)

第5条 委員は、前条第1項第3号の規定による者を除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項の規定にかかわらず、設置学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(委員の解任)

第8条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障によりその職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、第4条第1項第3号に規定する者である委員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の招集等）

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

（基本方針の承認等）

第11条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、基本方針を毎年度作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 組織編成に関すること。

(3) 予算執行に関すること。

2 設置学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

（意見の申出）

第12条 協議会は、設置学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は設置学校の校長に対し意見を述べることができる。

2 協議会は、職員の採用その他の当該設置学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴くものとする。

（運営に関する評価及び情報提供）

第13条 協議会は、設置学校の運営状況について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対し積極的に活動状況を公開し、情報提供に努めるものとする。

（指導及び助言）

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況を把握し、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

（指定の取消し）

第15条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言を行った上で、なお協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置学校の指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないとき。

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより設置学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。

（補則）

第16条 この教育委員会規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

（北海道立学校管理規則の一部改正）

2 北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則（平成24年北海道教育委員会規則第3号）の規定に基づく学校運営協議会を設置する道立学校にあっては、この限りでない。

（北海道教育委員会会議規則の一部改正）

3 北海道教育委員会会議規則（昭和50年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則(平成24年北海道教育委員会規則第3号)第4条第1項の規定に基づく任命及び同規則第8条第1項の規定に基づく解任に関すること。

(北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)

4 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則(平成元年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第34号を第35号とし、第6号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則(平成24年北海道教育委員会規則第3号)の規定に基づく学校運営協議会に関すること。

第3条第1項中第25号を第26号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則第3条第1項の規定に基づく指定及び同規則第15条の規定に基づく指定の取消し並びに同規則第4条第1項に基づく任命及び同規則第8条第1項の規定に基づく解任を行うこと。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年 3月19日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「、療養者経過報告書(別記第9号様式)により3か月に1回、」を「、療養を開始した日から3か月ごとに、療養者経過報告書(別記第9号様式)により」に改める。

別表第3の(1)の表新規採用の項の3中「、血圧及び肺活量」を「及び血圧」に改め、4中「色覚検査、眼症の有無、」を削り、5中「及びBCGの有無」を削り、7の(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを1号ずつ繰り上げ、(6)を削る。

別表第3の(2)の表を次のように改める。

対象	検査の項目		回数	備考
	第1次健康診断	第2次健康診断(精密検査)		
全職員	1 既往歴及び業務歴の調査	1 聴力の検査(標準純音聴力検査)	1年に1回以上	1 採用時健康診断を受けた職員は、採用時健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた採用時健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。 2 胸部エックス線検査後3か月を経過しない職員については、第1次健康診断で胸部エックス線検査を省略することができる
	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 胸部エックス線直接撮影、胸部エックス線断層撮影、胸部コンピュータ断層撮影及び喀痰検査		
	3 身長、体重、腹囲、BMI、視力及び聴力(1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力)の検査	3 血圧関係の検査(血圧測定、血清生化学検査及び眼底検査)		
	4 胸部エックス線検査	4 糖関係の検査(空腹時血糖、75gブドウ糖負荷試験及びHbA1cの検査)		
	5 血圧の測定	5 腎機能関係の検査(尿沈渣及び血液・尿の生化学検査)		
	6 血液の検査	6 心電図検査		
	(1) 血清蛋白質(総蛋白及びアルブミン)の検査	7 胃部エックス線直接		
	(2) 非蛋白質性窒素(尿酸及びクレアチニン)の検査			
	(3) 酵素(AST(G			

<p>OT)、ALT (GPT) 及びγ-GTP) の検査 (4) 脂質 (LDLコレステロール、HDLコレステロール及び中性脂肪) の検査 (5) 糖質 (空腹時血糖及びHbA1c) の検査 (6) 血球成分 (白血球、赤血球、血色素及びヘマトクリット) の検査 7 尿中の糖及び蛋白質の有無の検査 8 心電図検査 9 胃部エックス線検査 10 大腸ガン検査</p>	<p>撮影、胃部内視鏡検査及び生検</p>	<p>る。 3 第1次健康診断のうち、身長、体重、腹囲及び視力の検査については、医師が必要でないとき認めるときは、省略することができる。 4 第1次健康診断のうち、聴力の検査については、35歳の職員及び40歳以上の職員に実施する。 5 第1次健康診断のうち、心電図検査については、35歳以上の職員に実施する。 6 第1次健康診断のうち、胃部エックス線検査については、40歳未満の職員にあっては、医師が必要と認めるときに実施する。 7 第1次健康診断のうち、大腸ガン検査については、40歳、42歳、44歳、46歳及び48歳の職員並びに50歳以上の職員に実施する。 8 第2次健康診断については、医師が必要であると認める項目のみ実施する。</p>
---	-----------------------	---

別表第3の(3)の表を削り、(4)の表を(3)の表とし、(5)の表を(4)の表とし、(6)の表を(5)の表とする。

別記第9号様式（第35条関係）を次のように改める。

別記第9号様式（第35条関係）

総括衛生管理者 様	平成 年 月 日
療 養 者 経 過 報 告 書	名 称 (所属長) 職氏名 電 話
次のとおり報告します。	

記						第	回
所属課・係・グループ名				職名			
ふりがな		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 年	<input type="checkbox"/> 平成 年	日
氏 名							
病 名							
医 療 機 関	所在地 名 称 主治医						
療 養 開 始 日	平成	年	月	日	前 回 報 告 日	平成	年 月 日
病 気 休 暇 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日						
休 職 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日						
療 養 区 分	<input type="checkbox"/> 入院 平成 年 月 日～平成 年 月 日 平成 年 月 日～平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> （ ）週に（ ）回通院 <input type="checkbox"/> （ ）月に（ ）回通院 療養中の住所：						
療 養 の 状 況	症状の変化等						
	日課等			<input type="checkbox"/> 終日臥床している。 <input type="checkbox"/> 家庭での規則正しい生活を行うよう努めている。 <input type="checkbox"/> 外出、軽い運動、リハビリ等により職場復帰の準備をしている。			
今 後 の 見 通 し 等	<input type="checkbox"/> 主治医より聴取（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 本人、家族（ ）からの情報 <input type="checkbox"/> 今後の見通し等について教育職員局福利課との相談を希望する。						
備考 1 該当する□にレ印を記入すること。 2 診断書の写し及び療養者の経過記録カードの写し（療養の経過については、既に報告されたものを除く。）を添付すること。							

附 則

この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第15号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成24年3月19日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
滝 川 市	滝川市立東栄小学校	平成24年3月31日	東小学校への統合による廃止
南 幌 町	南幌町立南幌小学校	平成24年3月31日	新設する南幌小学校への統合による廃止
	南幌町立夕張太小学校	平成24年3月31日	
	南幌町立みどり野小学校	平成24年3月31日	
月 形 町	月形町立札比内小学校	平成24年3月31日	月形小学校への統合による廃止
札 幌 市	札幌市立真駒内小学校	平成24年3月31日	新設する真駒内公園小学校及び真駒内桜山小学校への統合による廃止
	札幌市立真駒内南小学校	平成24年3月31日	
	札幌市立真駒内曙小学校	平成24年3月31日	
	札幌市立真駒内緑小学校	平成24年3月31日	
北 広 島 市	北広島市立広葉小学校	平成24年3月31日	新設する双葉小学校

	北広島市立若葉小学校	平成24年3月31日	への統合による廃止
	北広島市立高台小学校	平成24年3月31日	新設する緑ヶ丘小学校
	北広島市立緑陽小学校	平成24年3月31日	への統合による廃止
小樽市	小樽市立量徳小学校	平成24年3月31日	花園小学校及び潮見台小学校への統合による廃止
安平町	安平町立富岡小学校	平成24年3月31日	早来小学校への統合による廃止
新ひだか町	新ひだか町立春立小学校	平成24年3月31日	東静内小学校への統合による廃止
天塩町	天塩町立更岸小学校	平成24年3月31日	天塩小学校への統合による廃止
利尻富士町	利尻富士町立本泊小学校	平成24年3月31日	鴛泊小学校への統合による廃止
斜里町	斜里町立大栄小学校	平成24年3月31日	斜里小学校への統合による廃止
小清水町	小清水町立北陽小学校	平成24年3月31日	小清水小学校への統合による廃止
	小清水町立止別小学校	平成24年3月31日	
	小清水町立旭野小学校	平成24年3月31日	
	小清水町立中斗美小学校	平成24年3月31日	
興部町	興部町立豊野小学校	平成24年3月31日	興部小学校への統合による廃止
浜中町	浜中町立琵琶瀬小学校	平成24年3月31日	霧多布小学校への統合による廃止
	浜中町立姉別小学校	平成24年3月31日	浜中小学校への統合による廃止
	浜中町立西円朱別小学校	平成24年3月31日	茶内小学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立養老牛小学校	平成24年3月31日	計根別小学校への統合による廃止
千歳市	千歳市立真町中学校	平成24年3月31日	千歳中学校への統合による廃止
室蘭市	室蘭市立蘭東中学校	平成24年3月31日	新設する桜蘭中学校への統合による廃止
	室蘭市立向陽中学校	平成24年3月31日	
むかわ町	むかわ町立仁和中学校	平成24年3月31日	穂別中学校への統合による廃止
池田町	池田町立高島中学校	平成24年3月31日	池田中学校への統合による廃止
標茶町	標茶町立磯分内中学校	平成24年3月31日	標茶中学校への統合による廃止

北海道教育委員会告示第16号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の設置の届出を、受理した。

平成24年3月19日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

設置者	名称	位置	設置の時期	設置の理由
南幌町	南幌町立南幌小学校	南幌町美園 2丁目6番 1号	平成24年4月1日	南幌小学校、夕張太小学校及びみどり野小学校の統合に伴う新設
札幌市	札幌市立真駒内公園小学校	札幌市南区 真駒内曙町 2丁目	平成24年4月1日	真駒内小学校、真駒内南小学校、真駒内曙小学校及び真駒内緑小学校の統合に伴う新設
	札幌市立真駒内桜山小学校	札幌市南区 真駒内泉町 3丁目	平成24年4月1日	
北広島市	北広島市立双葉小学校	北広島市若葉町3丁目 12番地	平成24年4月1日	広葉小学校及び若葉小学校の統合に伴う新設
	北広島市立緑ヶ丘小学校	北広島市高台町2丁目 1番地	平成24年4月1日	高台小学校及び緑陽小学校の統合に伴う新設
千歳市	千歳市立勇舞中学校	千歳市勇舞 3丁目4番	平成24年4月1日	富丘中学校からの分離に伴

		地 1		う新設
室 蘭 市	室 蘭 市 立 桜 蘭 中 学 校	室 蘭 市 知 利 別 町 1 丁 目 11 番 30 号	平成24年 4 月 1 日	蘭 東 中 学 校 及 び 向 陽 中 学 校 の 統 合 に 伴 う 新 設

北海道教育委員会告示第17号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第 4 条第 1 項の規定により、別記 1 及び別記 2 の有形文化財を道指定有形文化財に指定した。

平成24年 3 月19日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

別記 1

- 1 名 称 大麻 3 遺跡出土の土偶
- 2 員 数 2 点
- 3 指定年月日 平成24年 3 月14日
- 4 所 在 地 江別市緑町西 1 丁目38番地（江別市郷土資料館）
- 5 所 収 者 江別市
- 6 指定の自由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第 1 条及び別表第 1 道指定有形文化財指定基準考古資料の部 1「土器、石器、木器、骨角牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で学術的価値の高いもの」による。

(2) 指定理由

この土偶は、縄文時代晩期後葉に属する。2 点ともほぼ完形で、土坑上から重なった状態で出土したものであり、北海道における土偶の特徴や祭祀を研究する上で学術的な価値は極めて高い。

別記 2

- 1 名 称 二風谷遺跡群出土品
- 2 員 数 123点（内訳：陶磁器 2 点、漆器 3 点、金属製品77点、骨角製品37点、ガラス玉 4 点）
- 3 指定年月日 平成24年 3 月14日
- 4 所 在 地 沙流郡平取町字二風谷227-2（沙流川歴史館）
- 5 所 収 者 平取町
- 6 指定の自由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第 1 条及び別表第 1 道指定有形文化財指定基準考古資料の部 2「政治、宗教、産業、学芸、文化等の遺跡の出土品その他歴史時代の遺物で学術上価値の高いもの」による。

(2) 指定理由

出土品は、北海道の15世紀から17世紀における生活実態を示すことから、その学術的価値は高く、当該期における北海道の歴史を考える上で指標となる資料である。

通知・通達・照会

教 高 第 2015 号
平成24年 3 月19日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年 3 月10日教育委員会決定）の一部を別記の

とおり改正し、平成24年4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
（学校教育局高校教育課産業教育指導グループ）

別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

（平成24年3月14日教育委員会決定）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

別記1の2中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)から(15)までを(11)から(14)までとし、(16)を削る。

別記1の5中(4)を削る。

